1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員・ケースワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒を通じて世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校などを通じて教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、学校または教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはふりがなを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助の年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
10	19	13	9	7	12	10	14	19	1	0	6	8	0	1	17	0	1	1	12	2	7	0	0	0	1	1	5	5	8	13	4	4	4
島根県	松江市	○	○	○	○	○		○			○	児童扶養手当申請時に案内。死亡届、離婚に伴う手続き一覧に記載。市内保育所・幼稚園に属するひき児保護者へ配布される冊子に掲載。			○					○		○					○	○	○	○	○			
島根県	浜田市	○		○	○	○	○	○							○				○									○	○	○			
島根県	出雲市	○	○		○	○		○							○						○									○	○		
島根県	益田市	○			○	○	○	○			○	児童扶養手当申請時等に案内			○				○									○	○	○			
島根県	大田市	○		○	○	○	○	○									○	年度当初分と小学校新1年生分に申請締切を設け、その後年度途中の申請も随時受付。	○								○		○	○			
島根県	安来市	○	○		○		○	○			○	福祉課等関係課より制度説明の書類を配布。			○				○						○	希望者が教育委員会に提出（小学校入学前に新入学児童生徒学用品費等を支給する場合）			○				○	就学予定者及び在校生全員に制度のパンフレットと申請書を配布している。
島根県	江津市	○	○		○		○	○							○				○											○	○		
島根県	雲南市	○		○		○		○							○						○						○	○		○	○		
島根県	奥出雲町						○	○			○	小学生新入生には、入学前に幼児園にて制度の書類を配布している。			○				○											○			
島根県	飯南町				○			○			○	転入時に就学援助制度の案内と書類配布			○					○										○			
島根県	川本町	○		○	○			○			○	年に2回、全保護者へ書類を配布。			○						○								○	○			
島根県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○						○				○	○	○						○			○		○	対象となるであろう保護者に直接声がけ（前年度までに面識があれば）、説明を求められれば直接説明に行く。また、は教育委員会に出向いてもらい説明の場を設けている。
島根県	津和野町	○						○							○						○												
島根県	吉賀町	○			○	○	○	○							○															○			周知文書を色紙で印刷し、他の文書よりも目立つようにしている。
島根県	隠岐の島町						○	○							○						○							○	○	○			
島根県	西ノ島町						○	○							○				○											○			
島根県	知夫村	○					○	○							○												○						
島根県	隠岐の島町						○	○					○		○						○												
															○				○													○	特に工夫等はしていない。

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校>ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などの費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>(2)（1）のカの内容	<小学校>ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校>ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校>ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で説明会及び保護者に対して案内（配布に加え説明会がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者が多い家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>(6)（5）のコの内容	<小学校>(7)（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期②申請期日③（7）の場合）支給時期	<小学校>ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが必要だから	ウ. 認定対象が増えた、支給額に転勤へ入した場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給と比べると）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>(9)（8）のエ及びオの内容
12	19	16	2	1	0	0	0	0	16	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	15	0	6	4	5	12	10	1	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1
島根県	松江市	○							○											○		○		○	○	○		○			○	市内保育所・幼稚園に属する5才児保護者へ配布される冊子に掲載。							
島根県	浜田市	○							○											○		○			○														
島根県	出雲市	○							○											○			○		○	○													
島根県	益田市	○							○											○					○	○													
島根県	大田市	○							○											○		○		○	○	○													
島根県	安来市	○							○											○			○		○														
島根県	江津市	○							○											○			○		○														
島根県	雲南市	○							○											○		○		○		○													
島根県	奥出雲町	○							○											○							○												
島根県	飯南町	○							○											○					○														
島根県	川本町	○							○											○					○														
島根県	美郷町	○							○											○		○		○	○	○							①就学時健康診断実施時は10入学の2回（10～11月、2月）②2月1日から2月28日の間③3月30日支払							
島根県	邑南町	○							○										○						○	○													
島根県	津和野町	○							○											○						○				○										
島根県	吉賀町	○							○											○			○		○	○		○											
島根県	隠岐の島町	○							○											○				○	○	○		○											
島根県	西ノ島町		○									○																											
島根県	知夫村		○									○																											
島根県	隠岐の島町	○							○											○				○		○		○											

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童はその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初年（入学式前）	<中学校> ア．予算の問題だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務量に比例した審査の対応など、事務量が増加するから	エ．入学前支給と保育無償化と保育費負担調整制度があるから	オ．その他	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容	5．家計急変世帯の認定について（重複可能） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を定め、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の拡充により対応	オ．新たに認定基準等を定めることを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
10	19	16	2	1	0	0	0	0	16	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	1	1	8	0	8	0	0	1	2	2
島根県	松江市	○							○											○								○								
島根県	浜田市	○							○											○										○						
島根県	出雲市	○							○											○														○	既存要件の緩和などにより対応。認定基準の改正までの対応は行っていない。
島根県	益田市	○							○											○										○						
島根県	大田市	○							○											○										○						
島根県	安来市	○							○											○										○						
島根県	江津市	○							○											○								○								
島根県	雲南市	○							○											○								○								
島根県	奥出雲町	○							○											○								○								
島根県	飯南町	○							○											○								○								
島根県	川本町	○							○											○										○						
島根県	美郷町	○							○											○								○								
島根県	邑南町	○							○										○															○	相談があった際には認定基準の緩和を検討する。
島根県	津和野町	○							○											○								○								
島根県	吉賀町	○							○											○								○								
島根県	隠岐の島町			○																						○	支給対象者が少なく、要望もないため			○						
島根県	西ノ島町		○									○																		○						
島根県	知夫村		○									○																		○						
島根県	隠岐の島町	○							○											○													○			

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる基準確認への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																			（4）（3）でソ、タ又はチに〇をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）	（5）（3）でツに〇をした場合、市区町村独自基準額等に関する係数（倍率）			4．（3）でソ、タ、チに〇をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村村長の裁量	ウ．市区町村村長の免除	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．母子及び父子及び寡婦福祉資金の貸付	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．母人の事務の調査	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付遅延が多い、滞金、補習等に不満出しいる者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に金額が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して現在定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：保護費（3万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）（例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および区分を（5）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍	（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	（1）令和5年4月以降、保護費の認定（ア．区域差なし新たな認定基準に更新）	（2）（1）でイ．区域差なしの場合イ．区域差なしの場合（従前の認定基準を継続）	（3）（1）でイ．区域差なしの場合ア．生活保護基準見直しの影響がさほど大きくないもの。（見直し後の生活保護基準に基づく保護費の認定基準で認定が変わらないもの。（例：見直し前の生活保護基準に基づく保護費の認定基準により再認定など）	（4）（3）でイ．生活保護基準見直しの影響がさほど大きくないが、影響を受ける所得層の生活保護費が少ない等）	（5）（3）でウ．生活保護基準見直しの影響が生じると認められるが、対応していない	令和5年4月以降、生活エ．その他	（6）（3）でエとした場合の内容	（4）（1）でイ．区域差なしの場合 年	（4）（1）でイ．区域差なしの場合 月	令和4年度
12	13	12	12	13	13	12	12	7	6	16	13	8	6	8	15	8	4	2	0	7	14	0	1	7	5	3	1	3	0	0	5	5	
島根県	松江市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3		○生活費、介護費、療養費証人となる保証契約を締結してこれに伴い世じた保証責務もしくは除間金等財産を形成しない債務を負っている者○生計を維持する者の疾病、死亡、負傷、離婚、失業等の事由により収入が急激に減少した者○風水害等により、家屋等に甚大な被害を受けた者で、次に掲げる事由に該当する者　ア家屋の流出、倒壊等により生活の根拠を失い、生計の維持が著しく困難となった者　イ田畑、山林、営業用等を失い、生計の維持が著し困難となった者　ウその他、ア又はイと同等の状態であると認められる者			○							平成25	4	15%未満
島根県	浜田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.2		その他教育委員会が特に支援を必要と認める者			○							平成24	12	25%未満
島根県	出雲市	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.3														15%未満
島根県	益田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2														25%未満
島根県	大田市	○	○	○	○	○	○				○				○		○				1.2					○					平成30		4	30%未満
島根県	安来市	○	○	○		○	○			○	○									○			教育委員会が適当と認める者。												10%未満
島根県	江津市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			○		○									15%未満
島根県	雲南市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○					1.5					○					平成25		8	15%未満
島根県	奥出雲町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3			○			○								15%未満
島根県	飯南町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			生活困窮世帯/所得が生活保護の基準額に1.3の係数をかけた額未満である世帯又は1.3倍を超えている世帯のうち第三者（民生児童委員等）による証明または証言等のあるもの。												25%未満
島根県	川本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○						○	1.3		家計の急変により、経済的に困窮している者。			○							平成24	4	25%未満
島根県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○								○				○	1.3		教育委員会が家庭の状況を臨み認否を決定	経済的な困難を理由とする場合、生活保護基準額の1．3倍以下を基準としているが、近隣市町村の状況を鑑み1．5倍以下基準への変更も視野に入れている。	○		○								20%未満
島根県	邑南町	○	○	○	○	○	○	○		○	○									○	1.5				○			○							20%未満
島根県	津和野町	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○					1.3				○				○						25%未満
島根県	吉賀町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2			○					○						20%未満
島根県	隠岐の島町	○	○	○	○	○	○			○	○																								10%未満
島根県	西ノ島町	○	○	○	○	○	○			○	○				○																				0%未満
島根県	知夫村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			収入が少なく、経済的に困難な状況にあると認められる者												0%未満
島根県	隠岐の島町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○						1.1			○					○						15%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	1-1. 修学旅行の援助額										1-2. 学用品費										1-3. 給食費										1-4. 修学旅行費										1-5. 補足事項
		費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
10	19	18	0	0	2	2	2	17	17	1	0	19	0	0	2	2	2	17	17	0	1	7	8	6	1	1	1	0	0	0	1	17	8	8	8	8	8	1	1	0	0	8
島根県	松江市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	31,291								○	○	17,296								
島根県	浜田市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	40,905								○	○	19,273								通学用品費について、1年生は支給額0円です。
島根県	出雲市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	10,000								○	○	17,370								大会の種類、行き先等により支給金額が異なってくるため、上限金額の記入は困難。
島根県	益田市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	10,804								○			○	22,690	18,645					通学用品費については、1年生を除き学用品費と併せて定額で支給。
島根県	大田市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	16,367					認定基準が「その他経済的理由」の場合、所得が生活保護基準額の1.1～1.2倍以下の世帯、または認定基準が「児童扶養手当の支給」の内、一部支給されている世帯で、所得が生活保護基準額の1.1倍を超える世帯は、援助費がゼロと支給。
島根県	安来市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	20,134					
島根県	江津市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	19,531					
島根県	雲南市	○			○	11,630	10,312					○						○	54,080			○			○	40,020	0					○			○	22,690	18,973					体育実技用具費・通学費・令和4年度支給実績なし。 ※体育実技用具費は「スキー用具」を対象とする。
島根県	奥出雲町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	0								通学費、生徒会費、体育実技用具費、医療費、オンライン学習通信費 上記費目について、対象経費がなかったため、実績なし。
島根県	飯南町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	15,449								
島根県	川本町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0											○	22,690	14,700					医療費：別制度により、町内在住の児童生徒の医療費で助成（医療費負担の軽減化）
島根県	美郷町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080			令和4年度より開会式となったため、7月に差額追給あり										定額券については別事業で対応しているため費目対象外	○		○	17,122							
島根県	邑南町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	19,703					
島根県	津和野町	○						○	（年11,630円（通学用品費））～（年13,900円（通学用品費））			○						○	54,080													○	○	16,347								
島根県	吉賀町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,000					
島根県	隠岐の島町	○						○	13,650			○			○	40,609	33,051																									
島根県	西ノ島町	○						○	15,200			○						○	51,600													○						○	8,100			
島根県	知夫村	○						○	11,630			○						○	54,080																							
島根県	隠岐の島町	○						○	14,700	○		○						○	51,080													○	○	10,215								学用品費について、1年生は年額12,600円としている。

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |